

ジャパングラブ

NEWS LETTER

Japan Club : 1759 Sutter Street, San Francisco, CA 94115 • www.jpclub.org • jc-sf@sbcglobal.net

5月度理事会報告

ジャパングラブの会則の見直しを始めました

9月には B.B.Q.ピクニックと講演会が予定されています

お楽しみに

5月6日(土)に2ヶ月ぶりに開かれた5~6月度理事会は7名の理事と会員1名が参加され、下記の点に付いて討議がされました。

討議内容

・当ジャパングラブ発足以来殆ど内容を“Review”する事が無かった当会の会則(日本語簡略版)を22年経過した今日の当会の運営に即した内容にすべく、今般各理事に意見を出して貰い、現行に見合ったものに訂正するため事務局で作業を始めた。

・毎年6月下旬に開催されているジャパングラブのゴルフ会は取り敢えず10月か11月頃に同好会の形で行われる事となった。

・沖山泰彦理事が日本へ帰国されたのを含み、新理事として青柳篤子さんを推薦の上全員一致で承認した。ご本人の了承が得られ次第本年より会の為に活躍して頂く様追って正式に決定される。

・例年5月のメモリアルデイにコルマの日本人墓地で施行される慰霊祭には当会より代表を一名が交代で参加していますが、本年は柏原紀子副会長に出席して頂く事になった。

・柏原紀子会計理事から3月末時点の会計報告があり、これを承認した。(下記報告参照)

・その他、確認事項として秋に予定されているBBQピクニックは9月3日(日)にサンマテオコヨーテパークに於いて開催される。

7月、8月度理事会は7月8日(土曜日)午後4時より予定。
場所はサンマテオ摺木マーケット2階。以上 事務局 大隅敏男

一人暮らしの防災

普段からつながりをもって孤独を回避する

私達ジャパングラブの会員の中にも一人でお住まいの方も大勢おられます、災害時に特に一人暮らしの人はどんな事に気をつければ良いのでしょうか？「停電で街灯の消えた街は暗く孤独に押しつぶされそうになった」と一人暮らしで熊本地震の被災者となった人が書いていました、以下朝日新聞にあった記事から抜粋してみました。

ネットワークはありますか？

- ・なるべく近くに住む一人暮らしの友人を作る
- ・近所の人と挨拶をして、顔見知りになっておく

以下は一人暮らしに限らず大切な事です。。。

避難場所がありますか？

- ・住んでいる自治体のホームページなどで、ハザードマップを調べてみる
- ・決められた避難場所があれば確認する

備蓄はしていますか？

- ・水や食料など(2016年5月号及び6月号を参考にしてください)の備えをする

「一人暮らしの防災」で心配されるのは、どうしても得られる情報が少なくなる事と、孤独に陥りやすい事です、一番大事なのは災害の起こる前に普段から周りとのつながりを持っている事です。

そんな時、ジャパングラブの地域緊急連絡網の仲間を思い出してください、きっと大きな力になってくれる事でしょう。すぐ判る所に名簿はありますか？

会計報告(3月31日現在)

柏原紀子会計理事

収入		支出	
会費	\$ 1585.00	登録費	\$ 20.00
新年会会費	825.00	ピクニック予約	130.00
ご寄付	50.00	通信費	98.00
		印刷代	112.38
		レント	640.00
		新年会弁当他	940.57
合計	\$ 2460.00	合計	\$ 1940.95

メモリアルデー式典

毎年行なわれるメモリアルデーの慰霊祭式典がコルマ日本人墓地で5月29日に開かれます、今年はジャパングラブを代表して柏原紀子副会長が参列されます。



昨年の式典の様子(領事館のホームページから)

年金受給のための加入期間25年から10年に短縮

海外年金相談センター 市川 俊治氏 ご寄稿

昨年11月公布された法律により、今年の8月1日より日本の年金を受給するために必要な加入期間が25年から10年に短縮されます。

日本の公的年金を受給する為には、これまで原則として各年金制度を通算して25年以上加入していなければ一銭も年金がもらえない制度になっていました。日本にずっと居住して24年11ヶ月年金を掛けていても1ヶ月足りないために一切の年金を受け取れなかったのです。

これまで年金受給をあきらめていた人が、一気に年金受給者になれる法律です。これまで当センターに年金の申請手続きを依頼された米国在住の方の中にも、カラ期間の活用や日米社会保障協定の活用をしても25年をクリアできなかったため、10年改正を心待ちにしておられる方もおられます。その意味でも在米の日本の年金の短期加入者の方にとっても朗報といえます。

海外にお住まいの方は、仮に10年未満の加入期間しかなくても、「カラ期間」「米国年金加入期間」を活用して日本の年金の受給資格を取得できる可能性がもともと大きいのですが、今回の改正でより受給資格を獲得しやすくなりました。

これまで日本の年金受給を加入期間不足で諦めていた方も、今一度見直されることをお勧めいたします。

そもそも日本の受給資格期間は諸外国と比較しても、25年は長すぎると従来から問題となっていました。アメリカはご存じのとおり10年です。世界の受給資格期間を見ますと、フランス、オランダ、ベルギーは無し、ドイツ、イタリアは5年、アメリカ、韓国は10年、スペイン15年です。25年から10年に短縮する背景には、諸外国に比して期間が長いことに加えて、無年金者対策、掛け捨て防止対策としての狙いがあります。

また、年金加入期間にカラ期間や米国年金の加入期間を加算しても10年に満たない方、年金額を増額されたい方は、海外から任意加入の国民年金に加入されることをお勧めします。

また、65歳以上70歳未満の方で受給資格期間(10年)を満たしていない方は、最長70歳まで国民年金に加入することができますが、受給資格期間の10年を満たした時点で任意加入が終了となります。又、来年(2018年)9月末まで過去5年間の未納保険料を納付できる後納制度もありますので活用をお勧めします。

今回の受給資格期間の短縮は老齢給付が対象で遺族年金はこれまで通り変更はありませんのでご注意ください。今年の8月から実施される年金受給資格短縮により新たに受給資格ができる人の年金申請については8月を待たずに、本年3月以降受給申請が可能です。

受給資格があるのではと思われる方は、当センターにてボランティアで受給資格の調査を致しますので是非ご活用ください。
(連絡先が昨年から変わっていますのでご注意ください、またインターネット等をされない会員で市川俊治氏に連絡されたい方はジャパンプラブでもお取り次ぎ致します)

海外年金相談センター

市川俊治

<http://nenkinichikawa.org>

E-Mail shunjiichikawa@gmail.com

〒162-0067

東京都新宿区富久町15番1-2711号

TEL&FAX 03-3226-3240

秋の講演会(予定)

この秋(9月)市川俊治氏を招いて講演会を予定しております。日時・場所など詳しい事は次のニュースレター(7~8月号)でお知らせ致します。

この改正については昨年(2016年9月)と同じく市川俊治氏のご寄稿によって前もってお知らせがありました、今回正式に決定された事になります。加入期間の制限の為受給をあきらめていた方はぜひ一度再確認してみてください。

さらに、9月には市川俊治氏がサンフランシスコに生まれ、「日米の年金、国籍、老後の日本帰国、マイナンバー」(仮題)についてお話くださる予定です、詳しい日時、場所は追ってお知らせ致します。最近、特に長い年月を米国で過ごした上、老後を日本で暮らす為帰国を決められた方も多く、具体的な注意すべき事、問題点も含めてお話いただければ、今後このような計画をされている会員皆様の参考になるものと思います。



2017年前半の
兼題は「**平和**」です
締め切りは6月末日です
郵送: Japan Club:
1759 Sutter St.
San Francisco, CA 94115
電話: 925-228-7170 (シュミット さん)
電子メール: sakura_7170@yahoo.co.jp

ご興味のある方は参加されてはいかがでしょうか

第7回 介護者と予備軍の為の無料日本語セミナー

日時: 2017年6月17日(土)1:00PM - 4:30PM

会場: Wesley United Methodist Church (San Jose Japan Town)
566 N 5th St, San Jose, CA 95112

主催: Rokuro.Org

協賛: Wesley United Methodist Church 日本語部

参加費: 無料 (録音、ビデオ、写真など厳禁)

申し込みと詳細: <https://www.rokuro.org> または
メール Mail@Rokuro.Org まで